

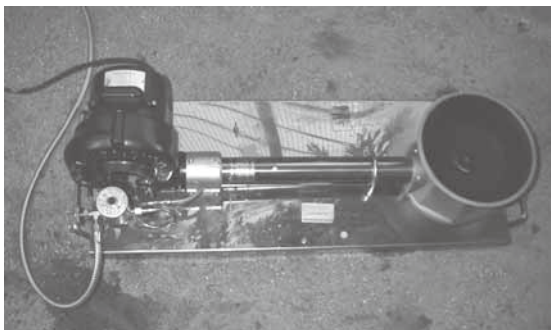
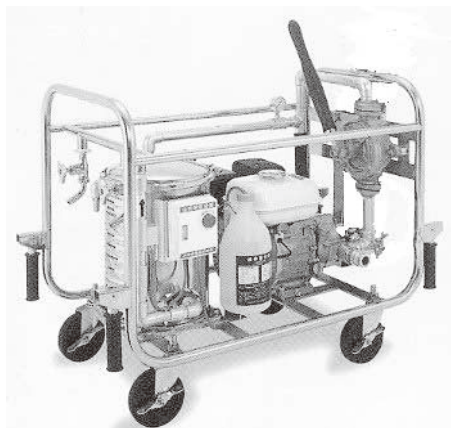
## 備蓄品の活用

Q

資器材の操作方法はどのようにして覚えるのか

A

資器材の操作訓練を、定期的に行うようにしましょう。



要点

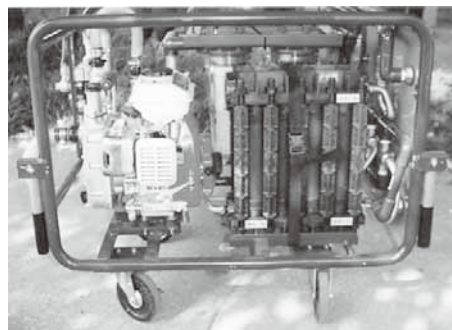
避難拠点に備蓄している資器材は、特殊なものではありませんが、日常使用するものではないので、少なくとも1年に1回程度は、取扱いの訓練を行ってください。

## ＜解説＞

必要に応じて区の担当職員が点検整備を行っています。

しかし、日常的に使用しているものではありませんので、訓練時に正常に作動しない場合もあります。異常を発見した場合には、区民防災課に連絡してください。

災害が発生して実際に作動させる場合に、上記のような点検整備を行えているものは、ほとんど問題なく使用できます。もし万一上手に作動できない場合でも、あわてないでください。その資器材の代替手段はないか検討したり、避難者の中で、機械類に詳しい方をつのって、再度作動を試みてください。



## ●燃料

発電機	ガソリン
ろ過器	ガソリン
煮炊用バーナー	灯油

Q

備蓄の食料はどれだけあるのか

A

備蓄食料は、最小限の分量です。避難拠点を利用する避難者等に公平に配付します。



要点

備蓄食料は以下のとおりです。配付の際は、不公平にならないようにします。

## ①アルファ化米

1食×700人×1日＝700食（50食分が1梱包、しゃもじ等の必要物品が入っています）。

## ②クラッカー

1,330食（1食分が1袋に入っています）。

## ③アレルギー対応食品(ライスクッキー)

70食（1食分が1箱に入っています）。

※2食×700人×1日＝1,400食分（②クラッカーと③アレルギー対応食品の合計数）

## ④調製粉乳

10缶（うちアレルギー対応1缶）

## ⑤保存水

2,100リットル



## &lt;解説&gt;

区が1日分を備蓄し、それ以降については東京都が備蓄・調達することになっています。

## ※【乳児用液体ミルク】

乳児の栄養は母乳が基本であり、災害時にも普段と同じように授乳を続けることが大切です。しかし、災害時は、電気・ガス・水道などのライフラインの停止により、粉ミルクを利用して育児をしている家庭が、「調乳する水」や「お湯を沸かす熱源」の確保が難しくなる可能性があります。

こうした場合に備えて、調乳の必要がなく滅菌済みですぐ使用できる乳児用液体ミルクを、保健相談所などの区立施設に備蓄しており、必要な方が、直接備蓄場所へ取りに来ていただくこととしています。

Q

飲み水を得るにはどうするのか

A

備蓄してあるペットボトル飲料水（3リットル×700人×1日分）や、学校の受水槽、プールの水（ろ過後）を使用します。

要点

大地震などによる災害では、飲料水の確保が重要になります。ペットボトル飲料水、学校の受水槽、応急給水用資器材（スタンドパイプ）、プールの水（ろ過後）のほか応急給水槽や給水所、防災井戸によって確保することとしています。

なお、各学校にある学校防災井戸の水は生活用水として使用できます。

### <解説>

1日1人当たり3リットルの飲料水が必要であるとされています。全区民の飲料水を避難拠点で確保することは不可能です。そのため、避難拠点訓練を実施する際は、各家庭での飲料水備蓄の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いしてください。

なお、避難拠点には応急給水用資器材（スタンドパイプ等）が備蓄されているため、発災時、これを利用して区民への応急給水を実施することも可能です。



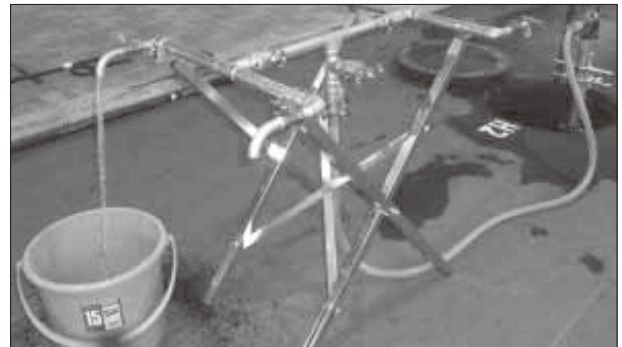
ペットボトル飲料水  
500mlを4200本（計2,100ℓ）備蓄している



防災井戸  
区内の深井戸で、主として飲料水用



給水拠点(応急給水槽、給水所)  
東京都水道局の非常災害用給水設備



応急給水用資器材  
避難拠点にあり、主として飲料水用

Q

備蓄で足りないとき、どうするのか

A

災害対策本部に連絡をとります。

要点

備蓄食料は、想定される避難者数に対応しています。しかし、避難者数が想定を超えている場合などは、災害対策本部に連絡を取り、他の避難拠点等から備蓄物資を運搬する必要があります。

### <解説>

大地震による災害が発生した当初は、道路の陥没やがれきによる車両の渋滞が考えられ、物流が停止する可能性があります。したがって、激しい被害が生じている場合は、災害発生から1～3日程度は、最低限の食料や飲料水でしのがなければなりません。

災害発生から3日程度になると、だんだんと輸送路も整備され、必要な物資の運搬や飲料水の供給等も、円滑に行われるようになると想定されます。

その間、地域で食料や燃料、生活用品を調達できる場合は、区の要員を通して行います。事前に地域で確認しておきましょう。調達物品の代金は後日、区で精算します。

